

第4回世羅町議会定例会会議録

令和4年12月15日
第4日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和4年 第4回世羅町議会定例会 (第4号)

令和4年12月15日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | | 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙 |
| 第 2 | 陳情第7号 | 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書 |
| 第 3 | 陳情第8号 | 物価高騰に対する支援を求める陳情書 |
| 第 4 | 陳情第9号 | 地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める陳情書 |
| 第 5 | 陳情第10号 | 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情書 |
| 第 6 | 陳情第11号 | インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施の中止・延期を求める陳情書 |
| 第 7 | 陳情第12号 | 子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書 |
| 第 8 | 陳情第13号 | 低所得者の生活支援を求める陳情書 |
| 第 9 | 請願第14号 | 子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める請願書 |
| 第 10 | 発委第3号 | 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出について |
| 第 11 | 発議第5号 | 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書提出について |
| 第 12 | | 総務文教常任委員会報告 |
| 第 13 | | 産業建設常任委員会報告 |
| 第 14 | | 議会広報広聴常任委員会報告 |
| 第 15 | | 議会改革調査特別委員会調査中間報告 |
| 第 16 | | 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告 |

- 第 17 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告
- 第 18 委員会の閉会中の継続調査事件の承認について
- 第 19 議員派遣について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 山 名 智 並	健 康 保 険 課 長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 山 口 徹
商 工 振 興 課 長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 和 泉 秀 宣	せ ら に し 支 所 長 山 崎 誠
教 育 長 松 浦 ゆ う 子	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 迫 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 「広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、「指名推選」にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

したがって、選挙の方法は、「指名推選」によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、「議長が指名する」ことにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

「ご異議なし」と認めます。

したがって、「議長が指名する」ことに決定いたしました。

「広島県水道広域連合企業団議会議員」に、

1番 高橋公時 議員 を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、「広島県水道広域連合企業団議会議員」の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

「ご異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方が、「広島県水道広域連合企業団議会議員」に当選されました。

ただいま、「広島県水道広域連合企業団議会議員」に当選されました方が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

この際、日程第 2 陳情第 7 号 「国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書」 から 日程第 9 請願第 14 号 「子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める請願書」 までの 8 件を「一括議題」とします。

日程第 2 から 日程第 9 までの 8 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長から、陳情第 7 号、陳情第 8 号、陳情第 9 号、陳情第 10 号、陳情第 12 号、陳情第 13 号及び請願第 14 号について、の報告を求めます。

陳情第 7 号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 総務文教常任委員会審査報告をいたします。

令和 4 年 12 月 15 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 高橋 公時

総務文教常任委員会審査報告

12 月 5 日の本会議において本委員会に付託された請願・陳情については、次のとおり審査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和 4 年 12 月 12 日（月） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、
米重典子

4 審査事項と結果

(1) 陳情第7号 国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労連「軍事費を削って、暮らしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 コロナ禍による失業や休業による収入減少などにより困窮した住民の受療権を保障するため、コロナ禍による収入減の被保険者等に係る国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免実施並びに減免の申請の簡易化及び手続きの簡素化とともにこれらの積極的な広報を行うことを求める意見書を提出してほしいという要望。

委員の議論 委員からは、「国の問題であり国で調整するものである。世羅町としては考えにくい」等の意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長(米重典子) ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第8号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長(高橋公時) 議長。

○議長(米重典子) 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(高橋公時) (2) 陳情第8号 物価高騰に対する支援を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労連「軍事費を削って、暮らしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 医療機関や介護事業所に対して、光熱水費、食材料費、燃料費の助成措置を講じること。食材料費の高騰に対して、28年間据え置かれている医療機関への食事療養費の引き上げ実施を

国の責任で行うこと。

委員の議論 委員からは、「町においては、介護事業所へは今回の補正予算で必要な措置はとっている。また、医療機関への療養費も助成費の中で医療機関等が申請すれば措置できたと考える。」等の意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第9号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） （3）陳情第9号 地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労連「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 地方ローカル線の廃止は当該地域住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることになることから、鉄道事業者の届け出により路線を廃止できる現行の鉄道事業法について、路線を廃止する場合は関係自治体の同意を前提とした「許可制」に戻すことを求める要望。

委員の議論 委員からは「ローカル線廃止の問題は国中心に進められており、鉄道事業者が民間事業者の限り許可制は難しい。」等の意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 10 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） （4）陳情第 10 号 最低賃金の改善と
中小零細企業支援の拡充を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労連「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中
小零細企業支援策の拡充を実現するため、国に対して意見書を
提出してほしいという要望。

委員の議論 委員からは「最低賃金を引き上げることで中小企業の経営が圧
迫されることが考えられる。」等の意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 12 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（高橋公時） （5）陳情第 12 号 子どもの医療費助成
制度の拡充を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労連「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 広島県による国への要請と県独自の子ども医療費助成制度の拡
充を要望する内容を意見書として、広島県知事へ提出してほし

いという要望。

委員の議論 委員からはこれは反対ですね。委員からは「世羅町では子どもの医療費助成制度は充分に行われているので、県に改めて意見書出す必要はない。」という反対。次は賛成でございます。「自治体によって単独でやるのではなく、県にも拡充して自治体の負担を軽くしてほしいということを町として県に要望しているので、議会としても意見書を提出することに賛成。」等の意見が出された。

審査の結果 賛成多数により「採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第13号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） （6）陳情第13号 低所得者の生活支援を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労連「軍事費を削って、暮らしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 生活困窮者世帯だけでなく、低所得者世帯（生活保護基準額に公租公課を勘案した1.4倍相当の収入）に対して、自治体独自に生活支援のための現金給付を実施してほしいという要望。

委員の議論 委員からは「町として必要な支援は行っている。」等の意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、請願第 14 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） （7）請願第 14 号 子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める請願書

請願提出者 世羅郡世羅町宇津戸 鍛冶久美子

紹介議員 藤井照憲議員

請願の趣旨 子どもの権利条例の理念に基づく子どもの健やかな育ちを育むために子ども自身や保護者の判断でマスク着用を選択できるよう子どもの感染症対策の見直しを早急に行うとともに、マスク着用の選択により差別や圧力が生じないよう学校、保護者、地域住民への周知を求める。そして学校等の給食時間の黙食の緩和をしてほしいという要望。

委員の議論 委員からは、「請願の趣旨は一定に沿うような形で行われているので、請願する必要はない。」という反対意見。「各課長から聞取りでは、要望書の趣旨についてこれから実施するという確約を頂いた。請願者の趣旨を尊重すれば採択すべき」「マスクについてはメリハリをつけた着用でいいと感じた。子どもの感染も心配されるが、ある程度のところは緩和することは必要である。」等の意見が出された。

審査の結果 この件に関してましては、いずれにしても賛成反対も意に沿うような形で行われていることに対して反対、それに対してそれは賛成ではないかという意見に分かれたところでありますけれども、審査の結果は賛成多数により「採択すべきもの」と決した。

以上、総務文教常任委員会に付託された請願・陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（米重典子） これより討論を行います。

陳情第7号 「国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず本案に対する賛成討論の発言を許します。4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書については、採択をすべきであるという立場で討論を行います。

情勢については、これまで繰り返し申し上げてきたところでありますが、厳しいコロナ禍で本当にすべてと言いますか、介護保険料等も、保険料の引き上げ、また介護保険からのサービスの切り下げ等が検討され、また後期高齢者については、2倍に引き上げられる中で負担が増えるだけではなくて、今度は保険料も相当引き上げるという方向になっていこうとしています。国民健康保険税も同じような状況でこれらの負担を年金が下がる中で、特にこれから先、国民年金等については、大幅に減少が予想され、一方では物価はどんどん上がるという状況にあります。労働組合としてもこうした問題を大きく運動の柱に据えて頑張っている県労連の運動、そして住民の暮らしを守るという点では、今、国に対してこうした要望を提出していくということが重要な課題であるということを訴え賛成討論といたします。

○議長（米重典子） 次に本案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第7号 「国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料

の減免実施を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第7号 「国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免実施を求める陳情書」は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第8号 「物価高騰に対する支援を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

○4番(矢山 武) (挙手)

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず本案に対する賛成討論の発言を許します。

○4番(矢山 武) 陳情第8号について賛成の討論を行います。

コロナに併せてウクライナ戦争等の影響もあり、食糧不足あるいは物価高騰が続く、特に燃料高騰は農業をはじめ、多くの暮らしに影響を与えておるところであり、こうしたなかで、こうした所得が少ない方々に対して一定の助成をしていくということは、非常に重要なことであり、町として一定の対策は承知しておりますが、今後の動向を見ながら、やはりきちんと町民の暮らし、安心を守る、そういう立場に立つべきであるということを申し上げて賛成討論いたします。

○議長(米重典子) 次に反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第8号 「物価高騰に対する支援を求める陳情書」 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第8号 「物価高騰に対する支援を求める陳情書」 は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第9号 「地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

○4番(矢山 武) はい。

○議長(米重典子) 4番 矢山 武議員。

委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず本案に対する賛成討論の発言を許します。

○4番(矢山 武) この陳情については、委員の中からは、ローカル線廃止の問題は国中心で進められており云々となっておりますが、廃止をされると関係住民の暮らしに大きな影響を与え、またただ鉄道だけではなしに、地域の公共交通にも大きな影響を与える問題であります。こうした点から生活を守る、暮らしを守るという立場に立って、こうした路線、100%現状を守るということとはできないとしても、採算性だけ取り上げて、次々に廃止を許してはなりませんし、そのためには自治体の意見も一定に反映をした制度にしていくこと、そしてこうしたことで過疎が進む地域周辺部の生活を守るということは非常に重要な課題であるということを申し上げて賛成討論といたします。

○議長(米重典子) 次に反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 9 号 「地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める陳情書」 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 9 号 「地方ローカル線を守るために鉄道事業法の改正を求める陳情書」は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 10 号 「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 10 号 「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。
(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 10 号 「最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情書」は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 12 号 「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 12 号 「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 12 号 「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」 は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 13 号 「低所得者の生活支援を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 13 号 「低所得者の生活支援を求める陳情書」 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 13 号 「低所得者の生活支援を求める陳情書」 は 不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

請願第 14 号 「子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める請願書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第 14 号 「子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める請願書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、請願第 14 号 「子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める請願書」 は 委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第 6 陳情第 11 号 「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施の中止・延期を求める陳情書」 を議題といたします。

本件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員会審査報告については、お手元に配布のとおりです。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 報告致します。

令和 4 年 12 月 15 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 上羽場 幸男

産業建設常任委員会審査報告

12 月 5 日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和 4 年 12 月 9 日（金） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、

山田睦浩、(米重議長)

4 審査事項と結果

(1) 陳情第 11 号 インボイス制度 (適格請求書等保存方式) の実施の中止・延期を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労連「軍事費を削って、暮らしと福祉・教育の充実を」
国民大運動広島県実行委員会 代表 神部 泰

陳情の趣旨 政府は課税事業者による消費税の納税方法が大きく変わるインボイス制度を 2023 年 10 月 1 日から実施しようとしている。インボイス制度の実施により免税業者は、①課税業者となって消費税を負担する。②消費税分の実質的な値引きがされる。③取引停止となるという状況が生まれ、業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものである。以上のことから、インボイス制度の実施の中止・延期について意見書の提出を求めるという陳情

委員の議論 小規模事業者・家族経営事業者などへの周知が不十分であり延期すべきとの意見が多数出た。

審査の結果 「賛成全員」により「採択すべきもの」と決した。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長 (米重典子) ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第 11 号 「インボイス制度 (適格請求書等保存方式) の実施の中止・延期を求める陳情書」 の討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 11 号 「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施の中止・延期を求める陳情書」 に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長の報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、陳情第 11 号 「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施の中止・延期を求める陳情書」 は 委員長の報告のとおり、採択することに決定されました。

日程第 10 発委第 3 号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施の延期を求める意見書提出について を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお意見書については、事務局から朗読させます。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 発委第 3 号

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出について

上記の議案を世羅町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出する。意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣とする。

令和 4 年 12 月 15 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

提出者 産業建設常任委員会

委員長 上羽場 幸男

提案理由であります。

消費税の納税の仕組みがインボイス制度によって大きく転換されようとして

いるが、国民に理解が広がっていない。コロナ禍と物価高騰で小規模企業・家族経営者の営業と生活が困難を増しており、令和5年10月1日からのインボイス制度を実施できる状況ではない。よって、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を提出することについて議会の議決を求めます。

○事務局長（黒木康範） 裏面をご覧ください。

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書

令和5年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）導入に向けて、昨年10月からインボイス発行事業者の登録申請が始まった。これまで課税売上が年間1000万円以下の事業者は納税事務負担等に配慮して免税事業者とされていた。しかし、インボイス制度は消費税を販売価格に転嫁できない零細業者にも課税業者になることを迫っている。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものである。このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士連合会をはじめ、さまざまな団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

多くの中小零細業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度の理解や、事業者登録、経理や書類の変更準備に取りかかる状況ではない。これ以上の負担を課すことは、コロナ危機からの経済再生を阻害することにもつながる。

よって、国においては、中小零細事業者や個人事業主の事業存続と再生、地域の維持のために、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1 消費税インボイス制度の実施は延期すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年12月15日

世羅町議会

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、発委第 3 号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施の中止を求める意見書提出については 原案のとおり可決されました。

日程第 11 発議第 5 号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書提出については、矢山 武議員より、陳情第 12 号 「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」が不採択となったため、取下げの申し出がありましたので、これを会議規則第 20 条第 1 号の規定に基づき許可いたしました。

したがって、議事日程第 4 号の日程第 11 は削除いたします。

日程第 12 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高橋公時） 令和 4 年 12 月 15 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 高橋 公時

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和4年12月12日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 高橋公時、松尾陽子、矢山 武、田原賢司、藤井照憲、
米重典子
- 4 説明員 町長、副町長、総務課長、企画課長、子育て支援課長、
健康保険課長、教育長、学校教育課長、社会教育課長

5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

大田庄歴史館

(ア) 施設の防火対策状況について

設備等の設置状況、年2回点検の実施状況及び通報訓練等の実施状況についての説明を受けた。

(イ) 消防水利の確保状況

歴史館前にある消火栓及び、神之池、境内地内の龍神池などを消防水利として活用することで地元消防団とも確認をしている。委員からはこれらの自然水利での水量を心配する意見が出され、芦田川からの水利確保や防火水槽設置等に向け、総務課と社会教育課が連携するように意見が出された。

(ウ) 町内の重要文化財の防火対策

1月の文化財防火デーの前後において、33か所の文化財の所有者又は管理者の立会のもとで2日間の防火査察を世羅消防署と社会教育課で行い、消防水利、消火器や消防設備等の確認を行っている。

(2) 消防団組織について

消防団施設個別施設計画と組織再編の現状と課題について

施設計画において老朽化が著しい施設の更新を優先的に検討し、部を基本とした施設の統廃合を前提として検討を進めるとの説明があった。組織再編では平成25年に方面隊を無くし、5分団16部の体制で運用している。団員は減少傾向にあるが、一定の団員数は確保できていると認識しているが、団員確保に苦慮している現状である。

(3) 自主防災組織について取組と展望

組織の未設立地域への働きかけとして、関係者への研修や出前講座の実施を行い、防災意識の向上及び設立に向けた機運の醸成を図っている。令和7年に組織率を100%とする目標を掲げ、達成に向け引き続き設立支援の働きかけを行う。

(4) 令和4年度入札発注工事(250万円以上)の契約・進捗状況について

発注工事及び発注一覧により、総務課1件、学校教育課2件、社会教育課3件の調査を行った。

(5) 新学校給食センターについて

ア 施設整備計画

稼働から38年が経過し、広範囲に劣化が進んでおり早期に新学校給食センターの整備を進める必要がある。事業目的として「世羅町らしい給食」「安全・安心でおいしい給食」の実現を図るとの説明があった。給食対象施設として町立小中学校(7校)及び町立保育所(3保育所)施設の規模として1200食の給食が可能な規模。事業実施期間として施設整備を令和5年8月～令和7年3月とし、令和7年4月～給食開始である。

イ 学校給食センター整備の財源

文部科学省の「学校施設環境改善交付金」の活用と主には合併特例債を充てて整備を実施することを計画している。

(6) 新型コロナウイルス感染症の第8波への対応について

ア マスク着用の考え方(厚生労働省通知)について

就学前の児童(2歳以上)にはマスクの着用を一律には求めない。2歳未満(乳幼児)はマスクの着用は推奨しない。屋外・屋内でのマスク着用については(屋外)季節を問わず、原則不要(屋内)距離が確保でき会話をほとんど行わない場合を除き、着用をお願いをしているとの説明を受けた。

イ マスク着用の実施状況について

(屋内・屋外での就学前の子ども・就学中の児童・生徒)

町立保育所の状況は、屋内・屋外共に自由着用（3歳未満は着用無し）とし、感染状況により保護者の意向を確認する場合もある。ただし、各施設での感染者発生時には、3歳児以上は極力マスクを着用し、その際には周りの職員が子どもの体調に十分注意している。

児童生徒については着用が常態化し、登下校や体育時においてもマスクを外さない子ども達が多い状況である。マスクの着脱については、本人の意に反して無理強いすることがないことも留意事項として指導している。との説明があった。

(7) 請願第14号に関する執行部の考え方について

(子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める請願書)

マスク着用や給食時に大声を出さないなどについては、子どもたちとのコミュニケーションや日常の生活に大きな影響を与えていることにより緩和も有効と考えるが、施設内に感染者が生じている場合においては、可能な範囲でマスク着用を求めることは必要。

(8) 保育所におけるコロナへの対応（感染防止の取組状況）について

基本的な日々の取組として、手指消毒、手洗い、うがい、換気、適宜水分補給。

食事中的取組みは、テーブルの消毒、食事前手洗い後ペーパータオルで手を拭き消毒。遊具や棚、机などの部屋全体の消毒。換気・空気清浄機・サーキュレーターを使用。その他、健康管理や健康チェック表の記入、適宜、施設における検温などの健康観察。

(9) まちなか循環タクシーくるりん号について

利用状況と今後の取組（現状のルールと課題）

運賃200円、運行日は、月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始は運休）令和4年4月～11月までの利用状況として、1日の運行ダイヤ6便に対し、1日の平均乗車人数が3.4人。これが1便3～4人程度の乗車となると1日の

乗車人数が 18 人～20 人となり、くるりん号の効果が発揮されると考えられる。課題は住民の方には、くるりん号の存在は一定程度認知されているが、実際の利用は低迷している現状である。委員からは、利用頻度の少ない乗降場所の再検討と、路線の途中のどこでも乗車できるようにするなど乗車ルールの再検討も考えてはとの奇抜な意見がでた。

(10) せらまちタクシーについて（現状のルールと課題）

運賃 300 円、せらまちタクシー利用券、せらたすき一券のみで現金の支払いは不可。区間を超えた場合の利用「まちなかエリア」までは 300 円「まちなかエリア外」600 円。運行日は、月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始は運休）利用の 30 分前までに予約センターへ予約が必要である。大きな手荷物、歩行器具、車椅子、ペットの持ち込みは不可。コロナ禍の影響もあり、令和 2 年度以降の利用者数が大幅に減少している現状にある。委員から広報せらは勿論のこと、ケーブルテレビにて P R 動画を作成し、放映するなど、再度の認知を図るよう取組んではなどの意見も出された。

(11) その他（令和 5 年度行政視察について）

自治体の窓口業務のスリム化、大阪の小学校での障害のあるなしに関わらず同じ教室で一緒に学び・共に育つ取組みの先進事例を視察したい。視察自治体の選定については、相手との調整状況によるが、近畿から九州の範囲内で来年度の視察実施に向け準備する。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員長報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第 13 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） それでは報告致します。

令和4年12月15日

世羅町議会議長 米重 典子 様

産業建設常任委員会

委員長 上羽場幸男

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和4年12月9日（金） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、徳光義昭、久保正道、
山田睦浩（米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、
建設課長、上下水道課長
- 5 調査項目及び内容

（1）現地調査

ア 指定管理施設八田原グリーンパーク

緑地等管理中央センター・サイクリングセンター及び八田原郷土民俗資料館に関する調査を実施。現在の施設は八田原ダム建設に伴い、平成3年度以降にダム湖周辺整備の一環として整備された。資料館はダム事業の経過の中で移築したものと経過説明を受けた。現状は、施設の劣化は軽微で利用価値はあると認められた。現在の指定管理者はSera Green Tourism(セラ グリーン ツーリズム)であり、その代表幹事は(有) ジャパンクリーンサービスである。

イ 黒淵浄水場

黒淵浄水場の状況視察では、設備、能力及び危機管理について、また、今後の浄水場の統廃合への流れについて調査を行った。

(2) 令和4年度入札発注工事(250万円以上)の契約・進捗状況について

発注工事一覧により、建設課20件、産業振興課6件、上下水道課9件、商工観光課3件の調査を行った。

(3) 上水道事業並びに公共下水道事業について

ア 現金預金と繰入金の考え方では、公営企業会計では3条・4条予算で現金が不足した場合内部留保資金から補填し、3条予算で利益が生じた場合には、内部留保資金として保有する仕組みとなっている。

繰入金については、現在、人件費部分と企業債部分において一般会計から繰入れをしているが、独立採算制の原則と、受益者負担の原則の考え方から内部留保資金がある中では、極力、繰入れを抑制できるよう事業運営に努めたい。

イ 企業債と現金預金の活用については、企業債は「世代間負担の公平」と「毎年の財政負担額の平準化」の為に発行する目的がある。計画的な財政運営を行うためにも発行は必要である。現金預金は企業団移行に際しての事業に有効的に活用していく。

ウ 公共下水道整備の進捗状況(令和4年度の計画と全体計画の進捗状況)について、面整備実績表により実績を示された。認可計画面積107.7haに対し、令和4年度の事業完了後は、整備面積103.71haとなり、全体の進捗状況は約97%であり、接続率は約50%である。令和5年度で面整備は終了するが、接続にかかわる事業は今後も積極的に実施すべきと認識している。給食センターの処理水の接続は、当初見込みに入っては無く、今のところ接続しない方向で進めている。将来的には、連坦地域の状況や給食センター浄化槽の更新時の接続などの要素を鑑み、処理場施設の土地を有効活用した機能増強を含めて考えていく必要がある。

以上、この項目は、3点につき、委員の質問に対する担当課の見解であった。

(4) 里山林整備事業及び森林山村多面的機能発揮対策交付金事業について

過去5年間の申請件数と交付金額について、資料により確認した。詳細が不

明のため口頭での説明を受け、後ほど、詳細な資料提出を受けた。2つの事業の違いと、町の関わりについて委員から質問が出された。協議会の事業であるが、町として申請手続き等の相談には、これまで以上に対応したいとのことであった。

(5) ごみ出しサポート収集事業の運営状況について

利用者数の推移と課題について、資料による説明を受けた。利用者は現在14世帯である。委員から対象者が過度に限定されているので真に利用したい人へ、行き渡らないとの意見が出された。他に制度設計の不備の指摘が出された。

町は、最良のものになっていない認識は持っている。福祉課や生活支援員と連携して対象者の拡充など理想的な制度を目指して検討するとのことであった。課題は特段のものはないと受け止めた。

(6) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

臭気指数の状況及び改善計画の進捗状況について資料による説明を受けた。臭気指数が許容限度以下にない地点があり、改善が図られるよう指導に努める。

9月から12月までに特徴的な2点の取組みについて報告を受けた。1つ目は、10月28日に事業者と地域の公害対策委員会との協議の場を設定したことで、しっかり意見交換をしていただけた。信頼関係の醸成につなげたい。次回は1月に設けたいと考えている。2つ目はデジタル技術を活用して効果的な指導を町民課として考えている。臭気モニターを業者から借りて10日間試験的に設置した。一定程度の特定悪臭物質は把握できたが、実際の臭気との相関関係は把握できていない。予算編成時期を迎えるが、来年度の試験運用を目指したい。是非、効果的な指導につなげたいと報告を受けた。委員からは、改善計画に対し遅れがある。改善計画を実行して臭気改善をする意識が伝わってこない。しっかり指導するように指摘があった。

(7) 指定管理施設の状況

ア 八田原グリーンパーク

緑地等中央管理センター・サイクリングセンター及び郷土民俗資料館の利用状況と今後のあり方について指定管理者において現状維持管理に努めていただいている。指定管理者においては、活用について思いを持っているが指定管理期間が短く積極的な動きになっていない。次の期間は10年を考えているのでいろいろな取組みが芽生えるものと期待していると説明があった。

委員からは、監査意見とは真逆の動きではないか、意見を重く受け止めるべきとの指摘があった。また、民俗資料館はダム建設に伴う水没地域の皆様の思いが結集されているとのことだが、大切にされていない現状があるとの指摘も出された。

これらについては、「民間活力を活かすうえで指定管理によって活力導入する方法とその他の選択肢を再度見定める必要があるとの指摘と受け止める。」との回答であった。

イ せらにし青少年旅行村

現状把握と今後のあり方について資料を基に説明があった。

委員からは、10年で安定的な営業ができるのかという指摘に対して、長期的に任せたいほうが、より具体的に民間活力が期待できるとの答弁があった。次に、使われていない施設が多く、面積も広い。特に浄化槽管理の経費が大きいので、見直すべきとの指摘に対して、今後10年間の指定管理において、低利用の施設は、管理区域から外すなど柔軟に対応するとの回答がされた。施設の譲渡に関しては、リニューアルの中途なので具体的な検討に入っていないとの説明があった。

ウ 道の駅世羅

(ア) 決算書から見る経営状況の把握と分析について資料による説明を受けた。

(イ) 利用者数の推移と種別売上高の推移について資料による説明を受けた。

委員からは、第2駐車場との間に、ホテルができた。利便性に支障があるとの指摘があった。更には、駐車場の借地料が指定管理料ではなく、一般財源から支出されており、不適切ではとの指摘に対して、明確な答えはなかった。

た。

(8) 指定管理料返還交渉の状況について

本年9月の委員会での説明以降、進展はないとの報告を受けた。

6 その他

令和5年度行政視察について

バイオマスについて、先進事例を視察したい。視察自治体の選定については、現在調査進行中であるが、近畿から九州の範囲内で来年度の視察実施に向け準備を進める。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 公共下水道についてお尋ねしたいと思いますが、このなかでは令和5年度で面整備を終了するというところで、基本的な工事が終わることかなというように思います。お尋ねしたいのは、公共下水を巡っては補正予算の中でも私は問題点を指摘をしましたが、特に、現在の施設の稼働状況の中で日量1,000 m³の限界に近い状況になっておるのではないかとと思うんですが、こうした点について処理場の施設の云々ということは最後の2行目位に書いてありますが、委員会としてこの現状をどのように理解をされて、処理は可能であるというように判断をされたのか。

そしてもう1点目は、(6)の宇津戸の臭気の問題ですが、特にこれまで長期にわたって一定の取組みはされておるわけですが、非常に大きく好転をしたという状況にはないのではないかとと思うんですが、こうした状況について改善計画を実行云々というなかでしっかり指導するように指摘があったということですが、委員会の中の指摘であったのかもしれませんが、具体的に早期に改善を図る必要があるというように思うんですが、これらについて委員会でどのような協議をされたのか。

最後に 8 点目の指定管理料返還交渉の問題ですが、指定を取りやめてその後の指定管理料についてはいろいろ交渉をすとかいう問題ではなくて、管理していない管理料は即座に返還をすべきであるというように思うわけですが、なぜこういうことになったのか。進展はないという報告で、委員会として了解をされたのか知りませんが、私はこの問題はただ話し合いを続けておるということでは進みませんし、このことがいろんなことに波及をするのではないかという思いがしておりますが、以上、何点かお尋ねいたしました。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） それではお答えをいたします。下水道の処理量の問題についてはですね、この報告書に書いてある以外には、特に議題に、調査の項目に上りませんでした。委員の発言からもこれ以上はありませんでした。

次に下仮屋地区の臭気問題についてでありますけども、一定の町民課からの説明をいただきまして、過去も産業建設常任委員会のなかでですね、ずっと継続してこの項目については調査をしておりますけども、このたびほど具体的な内容が出てきたことはありませんでしたので、今のところそれを見守っていくということで、業者としてもいろいろ取組んでおられるということは今回の調査では認められましたので、委員会ではそういう報告書のとおりであります。

最後に指定管理者管理料返還交渉についてでありますけども、当委員会としてもですね、これはたいへんな重要なこととして捉えておりまして、毎回こういった返還交渉の状況を商工観光課のほうに確認をしております。ただこれは非常に難しい、話がなかなかできないという状況を伺っておりまして、当委員会としてもですね、これ以上の今回の委員会ではこれ以上の意見をいただくことはできなかったというのが現状であります。以上です。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 一定の委員会の報告をいただいたんですが、公共下水道下水の1点目の問題についてですね、やはり非常に重要な問題ではないかということでお尋ねをしたんですが、これについての発言はなかったという委員長

の答弁ですが、私はこの整備計画というか、特に全体計画を立てて、途中で計画変更をして、そして今、107 くらいが完成をして 97%という状況になっておるわけですから、ここでどこでしたかね、接続、接続が数字で示されていたと思うんですが。非常に当初の予定より進んでないという点が、接続率は 50%ですね。非常に少ないという状況の中で、処理能力と接続等の関係をきちんとして残る事業をきちんとしていく必要があるというように私は思うんですが、これらのことについて発言がなかったということではありますが、重要な課題ではないかという、金額がかなり、来年度はいくらでしたか、1 億 6000 万余りの、

○議長（米重典子） 矢山議員に申し上げますが、ただいまは委員会報告に対する質疑でありますのでその点を逸脱されないように。

○4 番（矢山 武） そういう状況にあるわけですから、やはり補正予算の提案をされたときにも指摘した点は十分に勘案をして対応していただきたいと思えますし、また賛成討論の中では事業認可を受けておるので賛成であるとか、効果が発現できないかというような意味のことも言われました。

○議長（米重典子） 矢山議員、矢山議員、委員会報告の質疑をお願いします。

○4 番（矢山 武） 適切な予算執行だということを言われるわけですが、一般財源を持ってですね、やむを得ない場合にそれを全部否定するものではありませんがね、それでいいんだということにはならんということを特に申し上げます。

▼【「趣旨が違ってきてますよ。」】

○議長（米重典子） 委員長報告に対する範囲で。

▼【「委員長、答える必要ない。そんなことを言ったら何でもありじゃないですか。」】

○議長（米重典子） 勝手な発言はやめてください。

▼【「議長は、制止してください。」】

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 今の矢山議員のことは答える義務がありませんので、答えることができません。委員会の報告としては、委

員長報告にあるとおりでございます。それ以上はございません。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 監査意見にしたがって調査されている点もありますので、上水道と下水道の現預金についての調査のところなんです、担当課のほうからですね、多額の現預金、15億あったかと思うんですが、これが積み上がってきた経緯、経過等の説明があったんでしょうか。資料見る限りではお見受けできないので、その点を教えてください。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（上羽場幸男） 今の田原議員の質問に対してですけれども、本委員会ではですね、そこまでは調査をしておりませんが、一般質問等でですね、町の回答はお聞き及びと思います。経営努力によって積み重ねてきたもんだと。それに対して今後の施設整備のために使っていきたいということであります。一般財源からの繰入金があるにもかかわらずそういう預金が増えているという実態はちゃんと認めておるわけですが、それに対してもこの報告書に書きましたように、今後繰入金を抑えていけるような経営をしていきたいと。そういった今の預金貯金ですね、使っていかれるというふうに当委員会としては認識をいたしました。以上でございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第14 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 議会広報広聴常任委員長。

○議会広報広聴常任委員長（藤井照憲） 議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告をいたします。

令和4年12月15日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 藤井 照憲

議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

はじめに本委員会は、特別委員会から常任委員会に名称を変更し、経常的な委員会として発足しております。このことをお知らせいたします。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和4年12月13日（火） 午後2時45分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 藤井照憲、松尾陽子、上本 剛、向谷伸二、田原賢司、
山田睦浩 （米重議長）

4 調査項目及び内容

(1) 年間調査計画 これは閉会后翌月の15日を目途に発行しております議会だよりのことでございます。

ア 議会だより

(ア) 表紙の取扱い

その都度協議して決定する。

委員からの意見は、「1月は既に今高野山の釣り鐘を予定しているので、「広報せら」と重複しないように進める。」、「マリオットホテルの開業もあるので、様々な世羅の魅力を発信する必要がある。」、また、「地域活動も動きが見られるので、少しでも元気な姿を紹介すべきである。」などの意見が出された。

(イ) 裏表紙の取扱い

13自治センターのサロン紹介を引き続き行う。紹介終了後はまた協議して決定する。

委員からの意見は、「13自治センターには13の常設サロンがあり、サロンの紹介を続ける。」、「サロンの紹介を全部済ませて、その後は協議して進める。」

などの意見が出された。

(ウ) 編集後記

これまでのローテーションどおり進める。

(エ) 閉会中の委員会調査

各定例会中に会議の日程をお知らせする。

今期の「議会だよりせら」の編集・校正は、閉会直後の5日間で行うことを申し合わせた。

イ 議会報告会・意見交換会

(ア) 位置づけ

世羅町議会基本条例第7条（議会報告会）「議会は、町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすと共に、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営に反映するものとする。」この趣旨に基づき実施する。

(イ) 実施の方法

町民を対象に開催を呼び掛けていたが、町内の各種団体及び小中学校世羅高校を相手方として開催する。

委員からの意見は、「これまで、13自治センターを会場に実施した。これを続けるべきとは思いますが、町内には各団体があり、これらの団体を相手とした意見交換会を主にした開催も面白いと思う。」「町も出前講座という形で実施している。いろんな意見を聞くのも良いと思う。」「各種団体には、世羅高校生を入れると政治の勉強にもなり、政策に関わる意見も聞くことができる。」また、「子ども議会が中止になっており、中学生の意見を聞いてみたい。」などの意見が出された。

(ウ) 開催時期

相手方を選んだ時点で、相手方に合わせた時期及び時間帯で行う。

委員からの意見は、「定例会と定例会の合間に、相手方をピックアップして相手方と協議して決定する。」、また「小中学校高校を含めてアプローチすれば、議会の理解に繋がる行事として扱ってもらえるイメージである。」などの意見が出された。

(エ) 閉会中の調査

議会だよりの外に、特段の事情により委員会を招集する場合がある。

以上、議会報告会・意見交換会の調査を終わるが、詳細は3月定例会の委員会で決定する。

(2) その他

(ア) 「議会だよらせら」第72号の紙面構成及び担当者を決定した。

この調査では、議長の年頭のあいさつを含め、20ページとした。

(イ) 町村議会広報クリニックへの参加を申し合わせた。

この研修は、議会広報誌審査を担当する講師から、校正のテクニックや編集の仕方など、事例を基に講義をされるので、当委員会に於ける編集と校正の技術向上に繋がると考える。より親しみやすい議会広報誌を目指すものである。

(ウ) この外、「伝わる文章術」市町村アカデミー講義を参考資料として配付した。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。再開は10時40分といたします。

休 憩 10時27分

再 開 10時40分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先程産業建設常任委員会の事務調査報告の中で指定管理施設八田原グリーンパークについての現地調査の内容を報告いたしました
が、その中の文言を訂正をさせていただきたいと思います。資料館の移転につ
いてでございますけれども、ダム事業の全体の経過の中で進められたものとい
うことに訂正をお願いしたいと思います。

○議長（米重典子） ただいまの委員長の訂正につきましては、これを許可し
たいと思います。

日程第15 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長（山田睦浩） 令和4年12月15日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告し
ます。

【閉会中の調査】

- 1 開会日時 令和4年11月24日（木）午前9時45分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、
久保正道、（米重議長）
- 4 調査事項

(1) 世羅町議会個人情報保護条例の制定について

国による個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月から各自治体にも同法が直接適用されることとなったため、世羅町議会においても国会や裁判所等と同様に、同法の適用から除外されることから世羅町議会が保有する個人情報を保護するとともに、同法が適用される執行機関と差異が生じないようにするため、独自に議会の個人情報の保護に関する条例を定めることとした。

(2) 令和4年度人権研修

開会中の本委員会12月13日での研修テーマ「ヤングケアラー」の講師を県立広島大学 保健福祉学部の金子 努教授に依頼することそして、オンラインによる研修とすることを確認した。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和4年12月13日(火)午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場、世羅町役場第1・第4会議室
- 3 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、
矢山 武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、
久保正道、(米重議長)

4 調査事項

(1) 人権研修「ヤングケアラー支援」について

県立広島大学 保健福祉学部 金子 努教授を講師として、Zoomによるオンライン研修を実施した。説明の中では「ヤングケアラーとは一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども」といった言葉の定義も含め、ヤングケアラーは、自分の置かれた状況を客観的に把握することは難しいことを確認した。また、介護やケアをする対象者に対し、他者から批判を受けることを望まないため、更に表面化しにくい状況にある。

委員からは、実態調査の具体的方法や身近なところにも潜在的にヤングケアラーに近い方がおられる場合の対処の仕方、また、住民の方にこのことをどの

ように伝えていったら良いのかななどの質疑を行った。

(2) 世羅町議会基本条例の運用について

これまで各議員が議会基本条例の評価を行ったなかで、「C：今後努力を要する」評価が多かった3つの事項に対し対応方針・取組内容について協議しそれぞれについて結論付けた。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第16 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。

光ファイバ網整備調査特別委員長の報告を求めます。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 光ファイバ網整備調査特別委員長。

○光ファイバ網整備調査特別委員長（山田睦浩） 令和4年12月15日

世羅町議会議長 米重 典子 様

光ファイバ網整備調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和4年12月13日（火） 午前11時25分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、
向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、
久保正道、（米重議長）
- 4 説明員 町長、副町長、企画課長
- 5 調査事項

(1) 旧情報通信設備撤去工事の進捗状況について

「伝送路設備撤去」「引込工事」「宅内工事」のそれぞれについて説明があり

伝送路設備撤去については、工事工程の効率化の面から計画を見直し、1月中旬以降から集中的に撤去を実施するよう変更の説明に対し、実際の計画より差がでてきている。機器不足分600台については、現在5割から6割強の完了で進んでいる。

引込、宅内工事の工事班数は当初、1日あたり6班としていたが、現在9班集体に増強し甲山エリア3班、世羅エリア4班、世羅西エリア2班、固定化するのではなく住民の方の希望に応じ機動的に対応し、エリアを超えて工事班の調整に努める。

12月12日までの施工数については、引込工事436件、41件の増、宅内工事439件、191件の増となっている。

すべての契約状況については、全世帯6782件のうち5559件、加入率81.97%である。

テレビ契約者（テレビ・インターネットとテレビのみ）の方は6782件中、4577件、率にして67.49%である。

インターネット契約者（テレビ・インターネットとインターネットのみ）の方が、3628件、率にして53.49%である。

また、今回の委員会での光ファイバ網整備に関する説明について数値資料の提出を求めた。また前回提出のあった三原テレビとのIRU契約の資料について、更新したものを今後要求していくこととした。

以上、光ファイバ網整備調査特別委員会の調査中間報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、光ファイバ網整備調査特別委員会の報告を終わります。

日程第17 デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告を行います。

デジタル化推進調査特別委員長の報告を求めます。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） デジタル化推進調査特別委員長。

○デジタル化推進調査特別委員長（上羽場幸男） それでは報告いたします。

令和4年12月15日

世羅町議会議長 米重 典子 様

デジタル化推進調査特別委員会

委員長 上羽場 幸男

デジタル化推進調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第 47 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 4 年 12 月 13 日（火）午後 1 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 上羽場幸男、藤井照憲、高橋公時、上本 剛、向谷伸二、
田原賢司、松尾陽子、山田睦浩、（米重議長）
- 4 説明員 副町長、会計課長、財政課長、商工観光課長
- 5 調査事項

（1）第 2 次長期総合計画後期基本計画及び第 2 次まち・ひと・しごと創生総合戦略でのデジタル化の状況について。

ア 会計課の取組状況及び課題

（ア）行政手続きや行政サービスにおいて、デジタル化・オンライン化を推進し、町民の利便性の向上を図ることを基本に進めており、一部、会計手続きにおいて押印省略に対応している。今後、法令の改正、あるいは、社会情勢に伴う変化を受け止めながら対応していく。

（イ）業務の効率化を進めることで、より質の高い行政サービスを実現することを基本に電子決済やペーパーレス化等に取り組む。現状は、財務会計システムにより、帳簿の正確性、収入・支出の遺漏防止、照会時の的確な応答に務めている。これに対して、業務のデジタル化によって生まれた時間を、新たなサービスにつなげることが必要という意見が出た。

イ 財政課の取組状況及び課題

（ア）ふるさと納税のワンストップ特例申請においてオンライン申請を導入。本町では、令和 3 年度約 1000 件のワンストップ特例申請があった。書類が大量になり保管に苦慮している面がある。オンライン申請が増えれば書類の減少にもつながり、利用者の利便性の向上と担当課の事務の効率化につながる。

(イ) 電子入札等システム（県市町共同運営）に加入し、インターネット上で建設工事・コンサルタント等業務の入札執行及び入札参加者の申請事務の受付に活用している。町、事業者とも入札に係る業務量の縮減にこのシステムは有効だ。令和3年度の実績は、建設工事119件、測量・建設コンサルタント等業務が21件である。

(ウ) 町債借入事務のオンライン申請を導入している。財政収支資金については、書類作成の正確性の向上と業務量の縮減に役立っている。地方公共団体金融機構資金については、オンライン申請には対応していないが、機構のホームページ上で書類の作成ができ、正確性の向上につながっている。

(エ) オンライン嘱託登記を活用し、不動産登記をインターネットで申請している。令和3年度から活用中である。システムは初期段階である。現在は財政課だけで使っているが今後、件数の多い建設課での活用が課題である

(オ) 電子入札を行う案件等は、世羅町ホームページで設計図書を、現在、100%公開している。事業者、町の双方で業務量の縮減につながっており今後も継続する。

(カ) 町のホームページで、入札情報及び町有財産の売却の情報発信をしている。

(キ) 官公庁オークションによる不要備品の売却については平成24年以降継続して利用している。

ウ 商工観光課の取組状況及び課題

(ア) サテライトオフィスやICT事業者などの誘致を促進するためお試しオフィスを整備中。

(イ) 地域経済活性化及び住民の多様なニーズへの対応の観点から、キャッシュレス化など非接触型決済について検討している。スマートフォンの活用が基盤になる。双方の利用者にどのような支援ができるかを検討していくべきと考える。

(2) 世羅町議会タブレット型端末導入についての状況説明

半導体不足によるタブレット端末の供給困難という状況は続いており、11月

30日に町内業者を対象とした指名競争入札を行ったが、全社辞退された。結果を受け、12月7日から県内業者を対象とした一般競争入札を12月21日開札予定で開始している。その結果を踏まえて今後の対応を決める。

以上、デジタル化推進調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、デジタル化推進調査特別委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第18 「委員会の閉会中の継続調査事件の承認について」 を議題といたします。

議会広報広聴常任委員長から 会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、調査終了まで 「閉会中の継続調査の申し出」 があります。

お諮りいたします。

議会広報広聴常任委員長からの申し出のとおり、「調査終了まで閉会中の継続調査」とすることに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」 の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、議会広報広聴常任委員長からの申し出のとおり、「調査終了まで閉会中の継続調査」とすることに決定いたしました。

日程第19 議員派遣について を議題といたします。

本件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」 の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、本件、議員派遣に関する変更等の決定については、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他 整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和 4 年 第 4 回世羅町議会定例会 を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 1 1 時 0 3 分